

## 第42回 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2022年6月17日(金曜日)  
午前10時(受付開始予定:午前9時)

### 場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階  
JPタワー ホール&カンファレンス

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

### お土産に関するお知らせ

株主総会にご来場いただいた株主様へのお土産は用意しておりません。

### 新型コロナウイルスに関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

### 目次

■ 第42回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内 (添付書類)	3
■ 事業報告	
Ⅰ 会社の現況に関する事項	7
Ⅱ 会社の株式に関する事項	14
Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項	16
Ⅳ 会社の役員に関する事項	17
Ⅴ 会計監査人に関する事項	26
Ⅵ 会社の体制および方針	27
■ 計算書類	
貸借対照表	32
損益計算書	33
■ 監査報告書	
会計監査人の監査報告書謄本	34
監査役会の監査報告書謄本	36
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	37
第2号議案 定款一部変更の件	38
第3号議案 取締役7名選任の件	40
■ 株主総会会場ご案内図	

証券コード 7164  
2022年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

**全国保証株式会社**

代表取締役社長 石川英治

## 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2022年6月16日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時  
（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 4階  
J Pタワー ホール&カンファレンス
3. 会議の目的事項  
報告事項 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役7名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

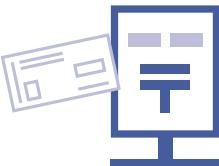
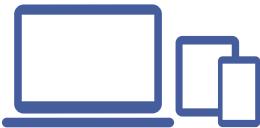
- (1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

以 上

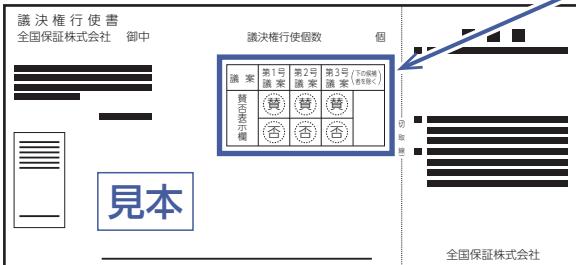
- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（37頁～49頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

 <p><b>当日ご出席による 議決権行使</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 ※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2022年6月17日（金曜日） <b>午前10時</b></p>	 <p><b>書面による 議決権行使</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） <b>午後5時</b></p>	 <p><b>インターネット等による 議決権行使</b></p> <p>次頁の案内をご参照いただき、賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） <b>午後5時</b></p>
---	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
全国保証株式会社 御中

議決権行使個数 個

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>(2名候補者 1名当選)</small>
賛成の場合	○	○	○
反対する場合	○	○	○

見本

全国保証株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

# インターネット等<sup>\*</sup>による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 行使期限は、2022年6月16日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
  - ・ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
  - ・ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

ご不明な点は、株主名簿管理人である  
**三井住友信託銀行株式会社**まで  
お問い合わせください。

### ※議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

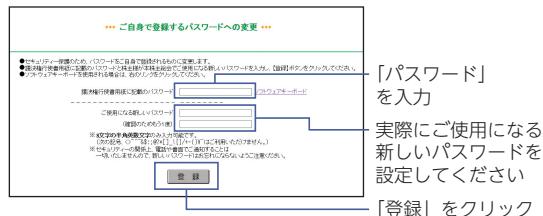
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先  
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

## 株主総会ライブ配信のご案内

会場にお越しただかずに株主総会へ参加いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネットなどにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 配信日

**2022年6月17日（金）** 午前10時から株主総会閉会まで  
※午前9時からログインが可能です

### 2. 当日の視聴方法

以下のURLまたはQRコードよりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。本ライブ配信のアクセス先およびID・パスワードは次のとおりです。

ライブ配信用ウェブサイト

<https://v.srdb.jp/7164/2022soukai/>



■ ID :

■ パスワード :

### 3. ライブ配信を視聴される株主様へのご注意事項

- ライブ配信をご視聴されましても、会社法上、株主総会への出席とは認められておりません。また、ライブ配信において議決権の行使および本総会の決議事項に関するご質問等はできません。そのため3頁および4頁のご案内に従って、事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。
- ライブ配信は、システムトラブル等のためにご視聴できない場合があります。また、通信環境の影響により、画像や音声の乱れあるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ライブ配信をご視聴される際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の視聴者は当社株主に限定させていただきます。
- ライブ配信におけるIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ライブ配信の映像や音声データを複製、公開および転載することや第三者に提供することを禁止いたします。

ライブ配信の接続に関する  
お問い合わせ先

宝印刷株式会社  
**03-3479-7421**

受付日時 6月17日(金)(株主総会当日)午前9時から株主総会終了まで

### 4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

- ご来場の株主様のプライバシーを配慮し、映像は議長席および役員席付近のみとなります。
- 会場内における質疑応答の際は、個人を特定した撮影や名前の読み上げは行いません。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### I 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

##### (1) 経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、企業収益の一部に持ち直しの動きがみられたものの、雇用・所得環境ならびに個人消費の動きに弱さがみられるなど、先行き不透明な状況が続きました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境が継続するなか、新設住宅着工戸数は前年同期を上回りました。また、住宅ローン市場におきましても、住宅市場同様に持ち直しの動きが続きました。

##### (2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社は中期経営計画「Beyond the Border」の基本方針である「事業規模拡大」、「事業領域拡大」ならびに「企業価値向上」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模拡大におきましては、金融機関との関係強化や既存住宅ローン市場へのアプローチに取り組みました。金融機関との関係強化につきましては、提携金融機関の利用率向上のため、当社保証商品の説明会や勉強会を実施したほか、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。既存住宅ローン市場へのアプローチにつきましては、他社の保証債務承継やRMBS（住宅ローン担保証券）取得などに取り組みました。

事業領域拡大におきましては、当事業年度に開始した、当社の豊富なノウハウとデータを活用したAIによる住宅ローン審査サービスの利用者数増加や、新たな事業展開に向けて取り組みました。また、子会社を活用した事業領域拡大を図るべく、債権管理業務の業務受託や、住宅ローン保証におけるニッチ市場の開拓に取り組みました。

企業価値向上におきましては、コーポレートガバナンスの充実や働きやすい職場環境づくりなど、重要課題（マテリアリティ）解決に取り組んだほか、非財務情報の開示の充実を図りました。

こうした取り組みの結果、営業収益は48,842百万円（前期比2.1%増）となりました。利益につきましては、営業利益は39,470百万円（前期比3.2%増）、経常利益は40,551百万円（前期比4.0%増）、当期純利益は27,835百万円（前期比3.1%増）となり、増収増益となりました。

なお、第42期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

区 分	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期
提携金融機関数	750	739	744	733
新規保証実行件数	68,311	67,003	57,113	61,188
新規保証金額	1,722,629	1,732,416	1,495,085	1,669,604
期末保証債務残高	12,717,625	13,706,421	14,629,759	15,356,458

- （注）
1. 新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。
  2. 第40期の期末保証債務残高は、当社子会社であるみのり信用保証株式会社の90,397百万円を含んでおります。
  3. 第41期の期末保証債務残高は、当社子会社であるみのり信用保証株式会社の81,823百万円および筑波信用保証株式会社の289,176百万円を含んでおります。
  4. 第42期の期末保証債務残高は、当社子会社であるみのり信用保証株式会社の74,104百万円および筑波信用保証株式会社の271,027百万円を含んでおります。

## 2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

## 3. 資金調達等についての状況

該当事項はございません。

## 4. 事業の譲渡等の状況

(1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(2) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

## 5. 財産および損益の状況の推移

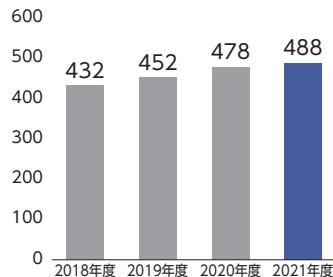
(単位：百万円)

区 分	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期
営 業 収 益	43,204	45,203	47,834	48,842
経 常 利 益	35,169	35,760	38,991	40,551
当 期 純 利 益	24,134	24,430	27,002	27,835
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	350円92銭	355円17銭	392円53銭	404円89銭
純 資 産	126,998	145,049	165,860	184,827
総 資 産	321,232	372,968	396,261	415,814

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

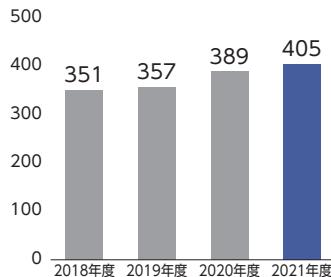
### ■ 営業収益

(単位：億円)



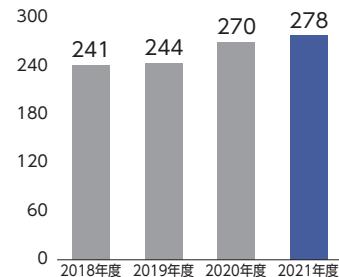
### ■ 経常利益

(単位：億円)



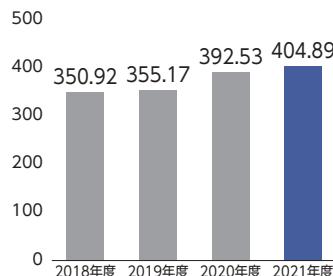
### ■ 当期純利益

(単位：億円)



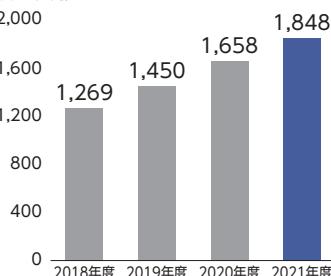
### ■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



### ■ 純資産

(単位：億円)



### ■ 総資産

(単位：億円)



## 6. 対処すべき課題

### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

### (2) 中長期的な会社の経営戦略および課題

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれるものの、当面は現在の新設住宅着工戸数の水準が続くことが見込まれることに加え、中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2020年度から2022年度の3年度を計画期間とする中期経営計画「Beyond the Border」を策定しております。この中期経営計画では、「積み上げた信用と信頼を礎とし、国内トップの保証会社として確固たる地位を確立する」をビジョンに掲げ、①事業規模拡大、②事業領域拡大、③企業価値向上、の3つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

#### 【事業規模拡大】

国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約19兆円、既存貸出残高が約180兆円という巨大な市場規模であり、当社が保証債務残高を更に拡大できる余地は十分に存在しております。

当社は、市場シェアを拡大するため、700を超える提携金融機関のニーズを捉えた商品や、デジタルを活用したサービスの提供による関係強化に加え、金融機関以外の企業との連携により住宅ローン申込チャネルを新しく開拓することで事業規模の拡大を図ってまいります。また、既存貸出市場の拡大施策として、他の保証会社の株式取得による子会社化などにより、保証債務残高の増加に取り組んでまいります。

#### 【事業領域拡大】

当社の中核事業である住宅ローン保証事業につきましては、今後も着実な成長が可能と捉えております。当社は、独自の強みを活用することにより事業領域の拡大を図り、収益源の多様化を目指してまいります。

具体的には、当社の豊富なノウハウ・データを活用した新たな事業展開のほか、当社子会社による事業領域拡大に取り組んでまいります。また、海外展開についても、長期的観点から引き続き研究してまいります。

## 【企業価値向上】

当社の保証債務残高は15兆円を超える規模となっており、企業としての社会的責任は益々増していると認識しております。当社は持続的な成長の実現に向けて、信用保証事業を通じた社会課題の解決に貢献すべく、2021年2月に制定した「全国保証SDGs宣言」に基づき、重要課題の解決に取り組むなど非財務情報の充実を図るほか、経営資源の有効活用、業務効率化推進により企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 7. 主な事業内容

事業区分	区 分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 カードローン保証

## 8. 主要な事業所

区 分	店舗名・会社名	所 在 地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
宮崎営業所	宮崎県宮崎市	
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都江東区
	あけぼの債権回収株式会社	東京都中央区
	みのり信用保証株式会社	東京都中央区
	筑波信用保証株式会社	茨城県つくば市

(注) 2021年5月1日付で、あけぼの債権回収株式会社は東京都千代田区から東京都中央区へ移転しました。

## 9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
271名	13名 (増)	37.6歳	10年3ヵ月

- (注) 1. 従業員とは執行役員3名を含む正社員および受入出向者2名を指し、社外への出向者22名を含んでおりません。  
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計79名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
シンジケートローン	30,000百万円

(注) シンジケートローンは、銀行5行の協調融資によるものです。

## 11. 重要な親会社および子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
該当事項はございません。

- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	9百万円	100%	事務の請負・受託・代行業
あけぼの債権回収株式会社	5億16百万円	100%	債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収業
みのり信用保証株式会社	4億95百万円	100%	信用保証事業
筑波信用保証株式会社	91百万円	100%	信用保証事業

(注) 当社子会社は上記4社のみであり、非連結対象会社であります。

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はございません。

## 12. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## II 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

### 1. 発行可能株式総数

160,000,000株

### 2. 発行済株式の総数

68,871,790株

### 3. 当事業年度末の株主総数

40,824名

### 4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,727,700	12.70
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.02
明治安田生命保険相互会社	6,200,000	9.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,852,900	7.06
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.21
TAIYO FUND, L.P.	1,756,800	2.55
SMBC日興証券株式会社	1,188,100	1.72
第一生命保険株式会社	1,074,800	1.56
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,040,683	1.51
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	976,008	1.42

（注）持株比率は、自己株式567株、株式給付信託（J-ESOP）信託口が保有する72,400株および役員向け株式交付信託が保有する84,000株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、84,000株であります。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(注) 2021年8月23日付で、過去に割当を受けた未行使の株式報酬型ストック・オプションを保有する者を対象に、業績連動型株式報酬制度への移行が行われております。

#### 2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

#### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

## IV 会社の役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の状況

#### (1) 会社役員の場合

(2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石川英治	代表取締役社長	
山口隆	専務取締役 専務取締役	あけぼの債権回収株式会社 代表取締役社長 株式会社全国ビジネスパートナー 代表取締役社長
青木裕一	常務取締役 常務取締役	みのり信用保証株式会社 代表取締役社長 筑波信用保証株式会社 代表取締役社長
浅田慶一	取 営 業 本 部 役 長	株式会社全国ビジネスパートナー 取締役
上條正仁	取締役 (社外取締役)	伯東株式会社 社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社 社外監査役
永島義郎	取締役 (社外取締役)	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役 筑波信用保証株式会社 監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス 社外監査役
今戸智恵	取締役 (社外取締役)	三浦法律事務所 パートナー弁護士 ワンビ株式会社 社外監査役
藤野護	常勤監査役	
板垣絵里	監査役 (社外監査役)	公認会計士・税理士板垣総合事務所 副所長 株式会社ニイタカ 社外取締役
佐藤隆文	監査役 (社外監査役)	農林中央金庫 経営管理委員
鈴木秀彦	監査役 (社外監査役)	

- (注) 1. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役 板垣絵里氏は、大手監査法人および公認会計士・税理士事務所における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。  
 4. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏ならびに監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役を除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定め、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、板垣絵里、佐藤隆文、鈴木秀彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社4社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社、筑波信用保証株式会社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する訴訟費用および損害賠償金を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (5) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### ①当該方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2021年6月18日開催の取締役会において決議しております。

### ②報酬等の決定方法

当社の取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成することで、取締役の報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。なお、監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。

### ③報酬制度の概要

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬により構成されております。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めております。

なお、業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会で決議されております。

社外取締役および監査役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性および適法性を判断し、監督機能および監査機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系としております。

### ④連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度の営業利益、中長期的には保証債務残高等の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標として、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与は営業利益、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬は保証債務残高等を連動指標としております。

### ⑤報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役および監査役に対する報酬等の構成割合は以下のとおりです。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	
		賞与	株式
業務執行取締役	60%	16%	24%
社外取締役・監査役	100%	—	—

(注) 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示しております。

## ⑥報酬の限度額

取締役の報酬額は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、また監査役の報酬額は年額240百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）であります。

また、これとは別枠で、業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会で、2事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とすることが決議されております。なお、これらの上限には、廃止した株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置としての付与分は含まないものとしております。当該株主総会終結時点での業績連動型株式報酬制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

## ⑦業績連動賞与の算定方法

業績連動賞与の算定方法は以下のとおりです。

<総支給額>

総支給額＝賞与基準額（※1）×業績達成度別支給係数（※2）

## ※1 賞与基準額

対象者	基準額	限度額
業務執行取締役4名合計	30,880千円	37,056千円

## ※2 業績達成度別支給係数

業績達成度	支給係数	業績達成度	支給係数
50%未満	0	95%以上105%未満	1.0
50%以上75%未満	0.5	105%以上120%未満	1.1
75%以上85%未満	0.8	120%以上	1.2
85%以上95%未満	0.9		

- (注) 1. 業績達成度算出式：営業利益（実績値）÷営業利益（計画値）  
 2. 「営業利益（計画値）」は中期経営計画（2020年3月16日公表）における事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日）毎の営業利益（2021年度38,350百万円、2022年度40,250百万円）であります。

<個人別支給額>

個人別支給額＝総支給額÷対象となる取締役の役位係数の和×役位係数（※3）

※3 役位係数

役位	係数	役位	係数
取締役社長	1.000	常務取締役	0.533
専務取締役	0.640	取締役	0.400

(注) 常務取締役の係数は、小数点以下第15位までですが、小数点以下第3位まで表示しております。

⑧業績連動型株式報酬について

当社は、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、業務執行取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であり、中期経営計画の期間（以下、「対象期間」といいます。）を対象としております。対象期間に在任する当社取締役に対して、取締役会で定める株式交付規程に従い、役位および対象期間における業績計画値（保証債務残高等）の達成度等に応じ変動幅0%～100%の範囲で報酬額を決定し、ポイントが付与されます。1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）となっております。

なお、取締役がポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

⑨業績連動報酬等にかかる評価指標の目標と実績

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

評価指標	計画値	実績値（百万円）
営業利益	38,350百万円	39,470百万円
保証債務残高	15,857,000百万円	15,356,458百万円

⑩取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて協議し、取締役会に助言・提言を行います。取締役会は、当該助言・提言の内容を確認した上で、取締役の個人別の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	員数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			金銭報酬等		非金銭報酬等
			基本報酬	業績連動報酬等	
			賞与	株式	
取 締 役	7名	187	156	30	-
(うち社外取締役)	(3名)	(24)	(24)	(-)	(-)
監 査 役	4名	41	41	-	-
(うち社外監査役)	(3名)	(20)	(20)	(-)	(-)
合 計	11名	229	198	30	-
(うち社外役員)	(6名)	(45)	(45)	(-)	(-)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額（基本報酬及び賞与）は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議しております。
2. 監査役の報酬等限度額は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議しております。
3. 業績連動型株式報酬は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、2事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）と決議しております。
4. 当事業年度末日現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。
5. 当社は2021年8月23日付で、株式報酬型ストック・オプションを業績連動型株式報酬制度に移行することにより、一体的に株式報酬制度を管理・運営しております。取締役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものについては、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイント（総数47,780株相当）を業績連動型株式報酬制度において付与しております。当該ポイントは、移行前の株式報酬型ストック・オプションと同じく基本的に退任後に初めて当社株式の交付が行われるものであり、また移行前の株式報酬型ストック・オプションの報酬額の開示が行われているため、上記の業績連動型株式報酬の金額欄に含んでおりません。
6. 金銭報酬等の賞与の額は、当事業年度に係る引当金の繰入額であります。
7. 非金銭報酬等の業績連動型株式報酬は、当事業年度において費用計上はありません。
8. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は6,120千円です。

## 2. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏名	地位	重要な兼職の状況
上 條 正 仁	社外取締役	伯東株式会社 社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社 社外監査役
永 島 義 郎	社外取締役	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役 筑波信用保証株式会社 監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス 社外監査役
今 戸 智 恵	社外取締役	三浦法律事務所 パートナー弁護士 ワンビ株式会社 社外監査役
板 垣 絵 里	社外監査役	公認会計士・税理士板垣総合事務所 副所長 株式会社ニイタカ 社外取締役
佐 藤 隆 文	社外監査役	農林中央金庫 経営管理委員
鈴 木 秀 彦	社外監査役	

- (注) 1. あけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社は当社の完全子会社であります。  
2. その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

### (2) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

### (3) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況
上 條 正 仁	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。
永 島 義 郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。
今 戸 智 恵	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に法曹としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。
板 垣 絵 里	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。大手監査法人および公認会計士・税理士事務所に長年従事され、会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
佐 藤 隆 文	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
鈴 木 秀 彦	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁の要職および金融機関の常務理事を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

### 3. 社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。
2. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

### 5. 責任限定契約

該当事項はございません。

### 6. 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## Ⅵ 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2018年2月5日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
  - ②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
  - ③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
  - ④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
  - ②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
  - ①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

- ②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
  - ③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  - ②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
  - ③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取り締役にに対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
  - ④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
  - ⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
  - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
  - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
  - ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
  - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - ②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - ①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
  - ②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- (10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ② 監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- (12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ① 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
  - ② 財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
  - ③ 財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
  - ② 取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスに関する事項
- ・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。
  - ・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。
  - ・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

- ・リスク管理委員会を原則月1回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理体制の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。
- ・自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。
- ・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

- ・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを1名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。
- ・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月1回の会合を設け、意見交換を実施しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>185,798</b>
現金及び預金	169,024
求償債権	13,097
有価証券	10,211
未収入金	186
前払費用	58
その他	833
貸倒引当金	△7,612
<b>固定資産</b>	<b>230,016</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>262</b>
建物	259
減価償却累計額	△165
車両運搬具	56
減価償却累計額	△34
工具、器具及び備品	516
減価償却累計額	△374
土地	4
<b>無形固定資産</b>	<b>606</b>
ソフトウェア	601
ソフトウェア仮勘定	1
その他	3
<b>投資その他の資産</b>	<b>229,147</b>
投資有価証券	197,322
関係会社株式	7,488
長期貸付金	3,635
長期預金	16,000
長期前払費用	148
前払年金費用	13
繰延税金資産	3,897
その他	640
<b>資産合計</b>	<b>415,814</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>30,775</b>
前受収益	16,998
預り金	34
未払金	1,287
未払法人税等	6,536
賞与引当金	325
役員賞与引当金	30
債務保証損失引当金	5,356
株主優待引当金	163
その他	42
<b>固定負債</b>	<b>200,212</b>
長期借入金	30,000
長期前受収益	169,876
株式給付引当金	83
役員株式給付引当金	253
<b>負債合計</b>	<b>230,987</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>184,770</b>
<b>資本金</b>	<b>10,703</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>637</b>
資本準備金	637
<b>利益剰余金</b>	<b>174,070</b>
利益準備金	2,055
その他利益剰余金	172,015
債務保証積立金	144,100
繰越利益剰余金	27,915
<b>自己株式</b>	<b>△640</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>56</b>
その他有価証券評価差額金	56
<b>純資産合計</b>	<b>184,827</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>415,814</b>

# 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
収入保証料	48,681	
その他	160	48,842
<b>営業費用</b>		
債務保証損失引当金繰入額	2,535	
貸倒引当金繰入額	△364	
給料手当及び賞与	1,718	
賞与引当金繰入額	325	
租税公課	993	
支払手数料	1,040	
減価償却費	312	
その他	2,809	9,371
<b>営業利益</b>		39,470
<b>営業外収益</b>		
受取利息	137	
有価証券利息	1,614	
受取配当金	59	
その他	63	1,874
<b>営業外費用</b>		
支払利息	787	
支払手数料	2	
その他	3	793
<b>経常利益</b>		40,551
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	178	178
<b>特別損失</b>		
投資有価証券売却損	18	
関係会社株式評価損	185	
役員株式給付引当金繰入額	253	456
<b>税引前当期純利益</b>		40,273
法人税、住民税及び事業税	12,222	
法人税等調整額	215	12,437
<b>当期純利益</b>		27,835

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

全国保証株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並木健治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田大輔 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月13日

全国保証株式会社

監査役会

常勤監査役	藤 野	護	Ⓔ
社外監査役	板 垣	絵 里	Ⓔ
社外監査役	佐 藤	隆 文	Ⓔ
社外監査役	鈴 木	秀 彦	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金133円 総額9,159,872,659円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月20日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 18,700,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 18,700,000,000円

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度（以下、「電子提供制度」といいます。）が認められるとともに、上場会社は、電子提供制度に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度を採用する旨を定款で定めることが義務付けられたため、所要の定款変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条（電子提供措置等）は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を採用するとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項について、法令に定める事項を省略することができる旨の規定を設けるものであります。
- (2) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、変更案第15条（電子提供措置等）の新設に伴い不要となることから、削除するものであります。
- (3) これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【新設】</p> <p>第16条～第46条 (省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>【削除】</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案

### 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	いし かわ えい じ 石川 英治	再任	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	やま ぐち たかし 山口 隆	再任	専務取締役業務本部長	14回／14回 (100%)
3	あお き ゆう いち 青木 裕一	再任	常務取締役管理本部長	14回／14回 (100%)
4	あさ だ けい いち 浅田 慶一	再任	取締役営業本部長	14回／14回 (100%)
5	かみ じょう まさ ひと 上條 正仁	再任	社外 独立 取締役	14回／14回 (100%)
6	なが しま よし ろう 永島 義郎	再任	社外 独立 取締役	14回／14回 (100%)
7	いま だ と も え 今戸 智恵	再任	社外 独立 取締役	14回／14回 (100%)



候補者番号

1

いしかわ えいじ  
石川 英治

(1964年9月20日生)

再任

所有する当社の株式の数  
47,167株

取締役在任期間  
16年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 1 月 当社入社  
1997年 2 月 同 横浜支店長  
2002年 4 月 同 管理部長  
2002年10月 同 福岡支店長  
2003年 6 月 同 執行役員福岡支店長  
2004年10月 同 執行役員総務部長兼社長室長  
2005年 4 月 同 執行役員管理本部長兼関連事業部長  
2005年 9 月 同 執行役員公開準備本部長兼関連事業部長  
2006年 6 月 同 取締役常務執行役員  
2006年 7 月 同 代表取締役社長  
2015年 3 月 同 代表取締役社長管理本部長  
2015年 6 月 同 代表取締役社長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

石川英治氏は、代表取締役社長として経営の指揮および監督を適切に行い、経営陣のリーダーとして手腕を発揮しております。また、業務執行の責任者である社長を務め、会社における全ての業務執行を指揮・統括し、会社の経営計画遂行に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**2**

やまぐち  
**山口**

たかし  
**隆**

(1970年1月3日生)

再任

所有する当社の株式の数  
26,988株

取締役在任期間  
11年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年11月 当社入社
- 2002年4月 同 名古屋支店長
- 2006年6月 同 執行役員名古屋支店長
- 2007年4月 同 執行役員本店長
- 2009年2月 同 執行役員経営企画部長
- 2010年4月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役
- 2011年6月 当社取締役業務本部長
- 2016年6月 同 常務取締役業務本部長
- 2018年6月 同 専務取締役業務本部長（現任）
- 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あげぼの債権回収株式会社）代表取締役社長（現任）
- 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長（現任）

### 当社における担当

業務本部長

### 重要な兼職の状況

あげぼの債権回収株式会社代表取締役社長  
株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

山口隆氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、業務本部長として、商品企画・開発および保証審査体制の整備などを通して顧客ニーズへの対応や業務効率化に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
13,439株

取締役在任期間  
7年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

候補者番号

3

あおき ゆういち

青木 裕一

(1971年9月10日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 8 月 当社入社  
2011年 6 月 同 経営企画部長  
2013年 6 月 同 執行役員経営企画部長  
2014年12月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役  
2015年 6 月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長  
2018年 6 月 同 常務取締役管理本部長兼経営企画部長  
2020年 2 月 同 常務取締役管理本部長（現任）  
東和信用保証株式会社（現 みのり信用保証株式会社）代表取締役社長（現任）  
2021年 3 月 筑波信用保証株式会社代表取締役社長（現任）

#### 当社における担当

管理本部長

#### 重要な兼職の状況

みのり信用保証株式会社代表取締役社長  
筑波信用保証株式会社代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

青木裕一氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、管理本部長として、リスク管理制度の高度化および経営資源である人財の有効活用などを通して経営管理の強化に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
1,052株

取締役在任期間  
4年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

候補者番号

4

あさだ けいいち

浅田 慶一

(1961年8月22日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行  
2013年7月 株式会社あおぞら銀行執行役員兼関西支店長  
2014年4月 同 執行役員ビジネスバンキング本部長  
2016年7月 株式会社ジーライオン取締役副社長  
株式会社モトーレン阪神取締役副会長  
2018年2月 当社入社 執行役員営業本部副本部長  
2018年6月 同 取締役営業本部長（現任）  
2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー取締役（現任）

#### 当社における担当

営業本部長

#### 重要な兼職の状況

株式会社全国ビジネスパートナー取締役

#### 取締役候補者とした理由

浅田慶一氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、営業本部長として、新規取引先の開拓、既存取引先との関係強化および営業担当者の育成などを通して営業基盤の拡大に取り組んでおり、当社における豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社の持続的成長と企業価値向上に適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
719株

取締役在任期間  
4年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

候補者番号

5

かみじょう まさひと  
上條 正仁

(1954年7月12日生)

再任

社外  
独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行
- 2006年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート部長兼資金証券部担当
- 2008年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当
- 2009年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長  
株式会社りそなホールディングス執行役員グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理） 担当
- 2014年4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長
- 2015年4月 りそな総合研究所株式会社理事長
- 2015年6月 伯東株式会社社外取締役（現任）
- 2016年6月 クラリオン株式会社社外取締役
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年3月 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

- 伯東株式会社社外取締役  
ミラバイオロジクス株式会社社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

上條正仁氏は、大手金融機関の代表取締役社長を務めるなど、金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約4年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数  
626株

取締役在任期間  
4年

取締役会出席回数  
14回/14回(100%)

候補者番号

6

ながしま よしろう  
永島 義郎

(1952年4月7日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2002年5月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）虎ノ門支社長
- 2004年6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長
- 2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長
- 2009年6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役
- 2016年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任）
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
- 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あげぼの債権回収株式会社）監査役（現任）
- 2019年9月 株式会社ナカシマホールディングス社外取締役
- 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役
- 2021年3月 筑波信用保証株式会社監査役（現任）
- 2022年1月 株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

- 株式会社カナデン社外取締役
- あげぼの債権回収株式会社監査役
- 筑波信用保証株式会社監査役
- 株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

永島義郎氏は、事業会社の取締役・監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約4年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号  
7

いまだとともえ  
今戸 智恵

(1975年3月3日生)

再任

社外  
独立

所有する当社の株式の数  
0株

取締役在任期間

2年

取締役会出席回数

14回/14回(100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2003年10月 弁護士登録  
森・濱田松本法律事務所入所
- 2008年4月 外務省入省 国際法局経済条約課 課長補佐
- 2010年7月 奥野総合法律事務所入所
- 2019年1月 三浦法律事務所入所パートナー弁護士（現任）
- 2019年7月 ワンビ株式会社社外監査役（現任）
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

- 三浦法律事務所パートナー弁護士  
ワンビ株式会社社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

今戸智恵氏は、法律事務所に長年従事され、弁護士として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務遂行に対する助言、監督をいただいております。以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏は、2020年6月より当社の社外取締役に就任しており、在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約2年となりますが、当社からの独立性を維持していることから、引き続き選任をお願いするものであります。

## 取締役スキルマトリックス

氏名	地位および担当	企業経営	金融	リスク管理	財務・会計	法務	営業	商品企画
石川 英治	代表取締役社長	●	●					
山口 隆	専務取締役業務本部長		●			●		●
青木 裕一	常務取締役管理本部長		●	●	●			
浅田 慶一	取締役営業本部長		●				●	
上條 正仁	独立社外取締役	●	●	●	●			
永島 義郎	独立社外取締役	●	●		●			●
今戸 智恵	独立社外取締役			●		●		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役との責任限定契約について、当社は有能な取締役を迎えられるよう、また期待される役割を充分発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で取締役としての任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を、会社法第427条第1項に基づき、当社定款に定めております。
- これにより、当社は、上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏との間で上記契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定であります。上記契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 永島義郎氏は、当社の子会社であるあけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社の監査役（現任）であります。なお、同氏は当社の子会社である株式会社全国ビジネスパートナーの監査役でありましたが、2021年3月31日をもって退任しております。
6. 当社は、上條正仁氏、永島義郎氏および今戸智恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、全国保証役員持株会における本人の持分を含めております。

以 上









# 株主総会会場 ご案内図

会場：JPタワー ホール&カンファレンス

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 4階

交通：JRをご利用の場合 **JR東京駅** 丸の内南口 徒歩1分

丸の内地下南口 地下道直結

地下鉄をご利用の場合 東京メトロ 丸ノ内線 **東京駅** 地下道直結

東京メトロ 千代田線 **二重橋前駅** 徒歩2分

都営地下鉄 三田線 **大手町駅** 徒歩4分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
商業施設『KITTE』内にあるエレベーターもしくはエスカレーターで4階までお越しく下さい。



## 全国保証株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル24階  
TEL: 03-3270-2300 (代表)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

